



平成 26 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 **NSW**
 (登記社名：日本システムウェア株式会社)
 代 表 者 名 代表取締役 執行役員社長 多 田 尚 二
 コード番号 9 7 3 9 東証第一部
 本社所在地 東京都渋谷区桜丘町 3 1 番 1 1 号
 問 合 せ 先 代表取締役 執行役員専務 桑 原 公 生
 電 話 0 3 - 3 7 7 0 - 1 1 1 1 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 48 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会ならびに取締役会の円滑な運営を図るため、現行定款第 16 条（株主総会の招集権者および議長）および第 25 条（取締役会の招集権者および議長）に、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更内容を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役<u>会長</u>に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役<u>社長</u>に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
2 取締役 <u>会長</u> に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2 取締役 <u>社長</u> に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成26年6月26日（木曜日）

定款変更の効力発生日

平成26年6月26日（木曜日）

以 上